

## 山元町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策電話機等の普及を促進し、特殊詐欺被害の防止を図るため、特殊詐欺対策電話機等を設置した者に対し、予算の範囲内において山元町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺その他の振り込め詐欺及びそれに類似した詐欺をいう。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等 警察若しくは地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報等を用いて、特殊詐欺及び悪質なセールスに関する着信を自動で拒否し、又は自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機若しくは周辺機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、補助金の交付は、同一の補助対象者に対して一度に限るものとする。

- (1) 申請する日時点において町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
- (2) 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- (3) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条第2号に定める滞納者でないこと。
- (4) 山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の居住している自宅に新品で設置する購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、特殊詐欺対策電話機等の設置費用、付属品の追加購入費及び特殊詐欺対策電話機等の維持管理に係る費用は補助の対象外とする。

2 補助対象経費となる特殊詐欺対策電話機等は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、国、県その他団体が交付する特殊詐欺対策電話機等の購入費を補助対象経費とした補助金等の額を控除した額に、2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等を購入した日の属する年度の3月31日までに、山元町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象となる特殊詐欺対策電話機等の購入に係る領収書（申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの）の写し
- (2) 購入した特殊詐欺対策電話機等の規格及び機能が確認できる取扱説明書等の写し
- (3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる身分証明書等の写し
- (4) 補助金の振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (5) 特殊詐欺対策電話機等の設置完了が確認できる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山元町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。  
（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により、交付決定通知書により通知したときは、速やかに申請者が指定した口座へ補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助金交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。  
(1) 偽りその他不正により補助金の交付を受けたことが判明したとき。  
(2) この要綱の規定に違反したとき。  
(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。  
（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。  
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
（山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正）
- 2 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 山元町自転車用ヘルメット購入費補助金の項の次に次のように加える。

山元町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金
---------------------

総務課
-----